

越監告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 9 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

財務課 令和 3 年 9 月 6 日（月）～ 9 月 8 日（水）

2 措置状況

表 題	土地開発基金について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>土地開発基金が保有する土地 1,798 m²（取得：平成 9 年度ほか）については、簿価 6,934 万円に対して、令和 2 年度決算における資産評価額が 2,844 万円で、長期の塩漬けによって 4,090 万円の「含み損」を有し、不健全な現状にある。</p> <p>当基金は、定額運用基金（自治法第 241 条）であり、取得会計の予算化までのいわゆる「つなぎ資金」であって、当該用地の供用開始までに公用・公共用資産として買い戻すものである。</p> <p>したがって、先行取得の目的を喪失した基金用地は、基金の法的性格に鑑み、長期にわたって放置することなく、速やかに普通財産として取得し管理すべく、関連の業務手順書の整備を含め、一連の見直しを図りたい。</p>
措置の内容	<p>今回のご指摘を重く受け止め、「土地開発基金」の有用性や今後の在り方も含め総合的に検討した結果、基金用地の精算は、令和 4 年度末に基金条例の一部目的を完了する「社会基盤整備基金」の条例改正と併せて行うこととします。</p> <p>「土地開発基金」は、これまで公共事業用地の先行取得に活用してきましたが、大規模な用地取得が必要な事業は一定の目処が立ったものと認識しています。そのため、基金の妥当な残</p>

高の精査を行う中で「土地開発基金条例」の改正又は廃止を検討し、一部残高又は全額を「社会基盤整備基金」に移行します。その際、取得時の目的を達する見込みがなくなった用地をすべて普通財産として買戻しし、基金用地の精算を行います。

なお、精算までの間における基金の適正管理については、本年度中に業務手順書を整備し対応します。安易な基金の使用を抑制するとともに既存の基金用地についても使用目的を改めて確認し、必要に応じ土地開発基金管理規則に基づく計画変更を行ってまいります。